

令和 7 年 6 月 2 日

議 案

6 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第 1 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したいので，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別 LED 照明及び節水栓
- 2 取得の目的 常総市公共施設用
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 3 1 3, 2 9 5, 4 0 0 円
- 5 取得の相手方 東芝エレベータ株式会社、みずほ東芝リース株式会社、エルティールライト株式会社、モリタニ・ダイキン株式会社、有限会社ワークハード企業共同体

代表事業者 東京都品川区大井 1－2 8－1

東芝エレベータ株式会社 東京支社

常務支社長 松浦 孝之

提案理由

本案は，令和 2 年に締結した所有権移転付き契約により LED 照明及び節水栓を取得することについて，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから，議会の議決を得る必要があるため，これを提出する。

議案第2号

財産の取得に係る議決事項の変更について（追認）

次のとおり財産の取得に係る議決事項を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

1 財産の種別

- (1) 変更前 LED照明及び節水栓
- (2) 変更後 LED照明、節水栓及び空調設備

2 契約金額

- (1) 変更前 313,295,400円
- (2) 変更後 400,950,000円

提案理由

本案は、議案第1号のLED照明及び節水栓を取得することについて、財産の種別及び契約金額を変更するため、これを提出する。

議案第3号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別 LED照明
- 2 取得の目的 常総市公共施設用
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 182,318,400円
- 5 取得の相手方 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱HCキャピタル株式会社
執行役員 安栄 香純

提案理由

本案は、令和5年に締結した所有権移転付き契約によりLED照明を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、議会の議決を得る必要があるため、これを提出する。

議案第4号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別 LED防犯灯及びLED道路照明灯
- 2 取得の目的 市内各所設置用
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 118,104,480円
- 5 取得の相手方 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
I B J L東芝リース株式会社
代表取締役 広井 秀美

提案理由

本案は、平成27年に締結した所有権移転付き賃貸借契約によりLED防犯灯及びLED道路照明灯を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、議会の議決を得る必要があるため、これを提出する。

議案第 5 号

財産の取得に係る議決事項の変更について（追認）

次のとおり財産の取得に係る議決事項を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

1 契約金額

- | | |
|---------|-----------------------|
| (1) 変更前 | 1 1 8, 1 0 4, 4 8 0 円 |
| (2) 変更後 | 1 4 1, 2 7 6, 9 6 0 円 |

提案理由

本案は、議案第 4 号の LED 防犯灯及び LED 道路照明灯を取得することについて、契約金額を変更するため、これを提出する。

議案第 6 号

常総市学校施設整備基金条例について

常総市学校施設整備基金条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に当たって，残存価額を国庫に納付することなく文部科学大臣の承認を得る要件として，公立学校の施設整備を目的とした基金を設置する必要があるため，これを提出する。

常総市条例第 号

常総市学校施設整備基金条例

(設置)

第1条 国から交付を受けた公立学校施設整備費補助金等を充てて整備した学校施設の財産処分において、基金に積み立てることを条件に免除された国庫納付金に相当する額を学校施設整備の財源に充てるため、常総市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、前条の国庫納付金に相当する額以上で、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、学校施設整備の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。